十五　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二二の項を次のように改める。

二二	削除

十六　平成四年郵政省告示第二百九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

第二項の表一一の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表四五の項、五〇の項、五八の項及び六三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十七　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一七の項から一九の項までを次のように改める。

一七	削除
一八	削除
一九	削除

第一項の表二一の項を次のように改める。

二一	削除

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表三の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表四の項及び五の項を次のように改める。

四	削除
五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十八　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表三六の項を削る。

十九　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六一の項を次のように改める。

六一	削除

二十　平成九年郵政省告示第百十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四五の項を削る。

二十一　平成九年郵政省告示第六百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三四の項を次のように改める。

三四	削除

二十二　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表八の項及び九の項を次のように改める。

八	削除
九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

二十三　平成十一年郵政省告示第八百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

七	削除

二十四　平成十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

二十五　平成十三年総務省告示第五百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二九の項を次のように改める。

二九	削除

二十六　平成十五年総務省告示第二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六八の項を次のように改める。

六八	削除

二十七　平成十五年総務省告示第三百四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除